

立川飛行場に関する要望書

立川飛行場は、南関東地域の広域的な災害対策活動の拠点となる広域防災基地内にありますが、同飛行場は人口が密集した市街地に所在しております。

そのため、立川飛行場の周辺自治体の住民からは、航空機騒音に対する苦情や航空機事故の不安に関する安全面の要望が寄せられております。

そこで私ども立川飛行場周辺8市は、「立川飛行場周辺自治体連絡会」を平成24年3月に組織し、立川飛行場に起因する共通の諸課題に取り組んでまいりました。

そのような中、令和元年には、陸上自衛隊立川駐屯地所属UH-1ヘリコプターの着陸事故、令和2年には同ヘリコプターの部品落下事故や飛行中の機体から搭乗員の帽子が飛散する事故も相次いで発生しております。一歩間違えば、人命に関わる重大な事故につながりかねず、飛行場周辺住民の不安は一層高まっております。

立川飛行場を使用する関係機関におかれましては、周辺住民のおかれている状況を十分に理解し、次の事項が実現されますよう強く要望いたします。

令和4年2月25日

警視庁航空隊 隊長 大 島 栄 殿

立川飛行場周辺自治体連絡会構成市長

立 川 市 長	清 水 庄 平
昭 島 市 長	臼 井 伸 介
小 平 市 長	小 林 洋 子
日 野 市 長	大 坪 冬 彦
国 分 寺 市 長	井 澤 邦 夫
国 立 市 長	永 見 理 夫
東 大 和 市 長	尾 崎 保 夫
武 蔵 村 山 市 長	山 崎 泰 大

幹 事 立 川 市 長 清 水 庄 平



要 望 事 項

1 騒音防止対策について

- (1) 昭和57年に立川市と東京防衛施設局（当時）が交わした「立川飛行場の運用開始に伴う事前協議」に準じて、協議事項を遵守すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等、社会情勢の変化に伴う日中の在宅時間の増加も踏まえ、飛行場周辺の訓練飛行及び業務飛行は必要最小限にとどめること。また、訓練飛行等に当たっては、可能な限り高い高度を維持することや長時間にわたる旋回飛行を行わない等、有効な騒音軽減対策を実行すること。
- (3) 編隊飛行については、周辺地域への影響が大きいため、運用上やむを得ず実施する場合に限定すること。
- (4) 土曜日、日曜日、祝日、盆、年末年始及び入学試験の時期等の特別な日においては、訓練飛行を行わないこと。また、業務飛行は、緊急の場合を除き必要最小限とすること。

2 航空機事故対策について

- (1) 事故等が発生しないよう、機体の点検整備や装備品の飛散防止等に万全を期すとともに、航空機の運用に携わる全ての者に対し徹底した指導と訓練を行うこと。
- (2) 万一事故等が発生した場合には、周辺自治体に対して速やかに正確な情報を提供するとともに、周辺住民に対しても迅速かつ的確に情報提供すること。また、徹底した原因究明を行い、万全な再発防止措置を講じること。
- (3) 航空機の運用に係る安全対策については、飛行場の周辺住民に対して、自ら積極的に周知を図ること。

3 自治体への情報提供について

立川飛行場周辺自治体連絡会を通じて、より一層有用な情報を適時、的確に提供すること。特に以下の情報については、立川飛行場に起因する諸問題への対策に取り組むにあたり必要不可欠であるため、詳細かつ積極的に収集し迅速に提供すること。

- (1) 航空機の離着陸回数等に関する統計資料
- (2) 立川飛行場周辺で行う飛行訓練情報
- (3) 基地内の施設整備に関する情報
- (4) 航空機の機種変更及び機数に関する情報